

平成 22 年 4 月 13 日

nite National
Institute of
Technology and
Evaluation

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

製品安全センター

ライターによる事故の防止について（注意喚起）

N I T E 製品安全センターに通知された製品事故情報のうち、平成 16 年度から 20 年度に発生したライターによる事故は 132 件（※1）、平成 21 年 4 月から平成 22 年 2 月までに 31 件発生しています。

消費生活用品安全法に基づき、重大製品事故が政府に 18 件報告されており、これに対して経済産業大臣より N I T E に調査指示が行われ、調査を行っています。

平成 16 年度から 20 年度に発生した 132 件は、N I T E の調査結果から事故原因を大別すると「製品に起因する事故」26 件、「製品に起因しない事故」36 件、「事故原因が判明しない事故」57 件、「調査中」13 件であり、死亡事故 1 件、重傷事故 9 件発生しています。「製品に起因しない事故」は、そのほとんどが不注意が原因で発生した事故です。

事故の現象面からは、残火、意図せず着火、大きな炎及びライターのガス漏れによる事故は、82 件（62%）ありました。

これらに基づき、経済産業省に対しては、強制規格の制定の提案を行い、現在、検討のためのワーキンググループに参加しているところです。

直近の 3 カ月（平成 22 年 1 月から平成 22 年 3 月）についてみると、ライターによる事故が 13 件発生しており、報道によるとこの 4 月にも北海道、宮城県及び神奈川県で子どもが関係している可能性があると思われるライターによる事故が発生しています（※2）。

これらの状況を踏まえ、ライターの事故を防止するためには、事故のメカニズムを消費者に理解していただく必要があると考えられることから、注意喚起することとしました。

（※1）平成 22 年 2 月 28 日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

（※2）子どもの火遊びに関しては、昨年 11 月 18 日、東京都は「子供に対するライターの安全対策」報告書を経済産業省および消費者庁へ提出し、子どもに対するライターの安全対策を要望しました。経済産業省はこの要望を受け、昨年 12 月 15 日に開催した消費経済審議会において子供に対するライターのチャイルドレジスタンス機能に関する規制のあり方について諮問し、検討を開始し、本年夏頃取りまとめる予定。現在、同審議会製品安全部会の下にライターワーキンググループを設置し、技術的専門的見地から検討を行っております。N I T E も同ライター WG に委員として参画し、ライターが関係した事故の情報や、ライターに係る海外の規制状況等について調査し、説明を行いました。

1.ライターによる事故について

(1) 年度別の事故発生件数について

N I T E 製品安全センターに通知された製品事故情報のうち、平成16年度から20年度に発生したライターによる事故は図1に示すとおり、132件（※1）発生しています。また、平成21年4月から平成22年2月までに31件発生しており、直近の3カ月（平成22年1月から平成22年3月）についてみると、ライターによる事故が13件発生しています。

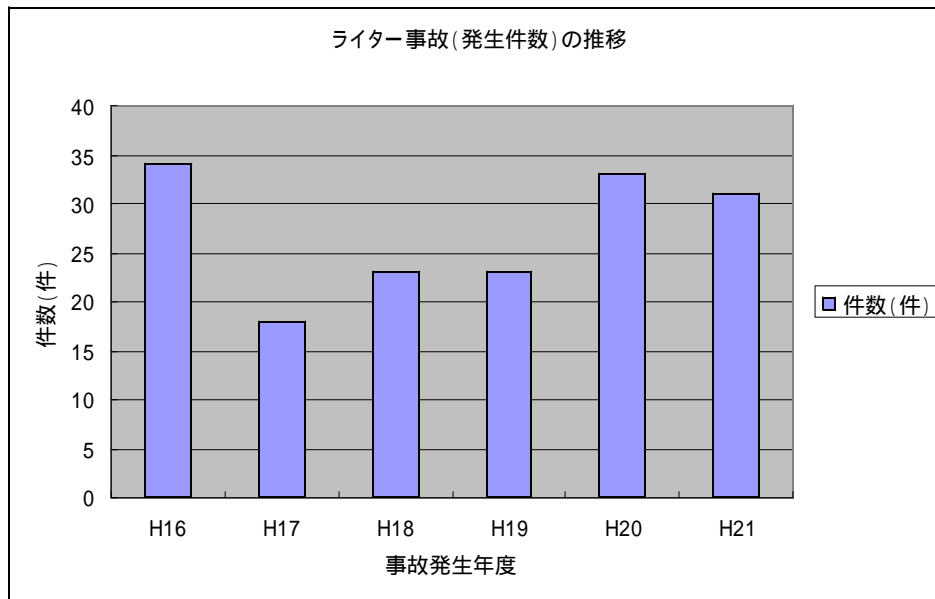


図1 ライターによる事故発生件数の推移（平成16～21年度）

(2) 年度別・事故原因別の事故発生件数及び事故原因別被害状況について

平成16年度から20年度に発生した132件について、事故原因別被害状況を表1に示します。事故原因を大別すると「製品に起因する事故」26件、「製品に起因しない事故」36件、「事故原因が判明しない事故」57件発生しています。

「製品に起因しない事故」は、そのほとんどが不注意が原因で発生した事故です。

「製品に起因する事故」の中で事故原因が、「専ら設計上、製造上又は表示等に問題があったと考えられるもの」26件のうち、24件については、事業者による品質管理の徹底や新聞社告などが行われ、製造工程の改善や製品回収などが実施されています。

この事例としては、「炎の高さが国際規格ISO 9994-2005「シガレットライター安全基準」に定められている基準値（炎の高さ120mm以下）を超えており、製造時の炎の高さの調整不良によるものと推定される。」などがあります。

また、被害状況をみると、死亡事故1件、重傷事故9件、軽傷事故48件、拡大被害47件発生しており、車が全焼する事故が3件発生しています。

表1 事故原因別被害状況
(平成16年度から20年度)(※3)

被害状況 事故原因区分 (※4)	人的被害				物的被害			被害無し	合計
	死亡	重傷	軽傷	小計	拡大被害	製品破損	小計		
製品に起因する事故	0	0	11	11	8	4	12	3	26
製品に起因しない事故	1 (1)	4	11	16 (1)	13 [1]	7 [2]	20 [3]	0	36 (1) [3]
原因不明	0	4	22	26	24 (1) [2]	4	28 (1) [2]	3	57 (1) [2]
調査中	0	1	4	5	2	1	3	5	13
合計	1 (1)	9	48	58 (1)	47 (1) [3]	17 [2]	63 (1) [5]	15	132 (2) [5]

(※3) 平成22年2月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数。被害状況別で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」にはカウントせず。

また、()の数字は一室以上の火災、[]は車が全焼した件数。

(※4) 事故原因

○製品に起因する事故とは、下記のような要因によるもの

- ・専ら設計上、製造上又は表示等に問題があったと考えられるもの。
- ・製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの。
- ・製造後長期間経過したり、長期間の使用により製品が劣化したもの。

○製品に起因しない事故とは、下記に該当するもの。

- ・業者による工事、修理又は輸送中の取り扱い等に問題があったと考えられるもの。
- ・専ら誤った使用や不注意な使い方によると考えられるもの。
- ・その他製品に起因しないと考えられるもの。

(3) 事故現象別被害状況について

平成16年度から20年度に発生したライターによる事故132件について、内容別にみると、「残火(※5)」は132件中38件(29%)あり、「意図せず着火」は15件(11%)、「大きな炎」は15件(11%)、「ライターからのガス漏れ」は14件(11%)、「顔を近づけやけど」は10件(8%)、「他の熱源などによる過熱」は7件(5%)、「着衣に着火」は2件(2%)、「子どもの火遊び」は1件(1%)、「その他」は17件(13%)でした。これらの被害状況は表1に示すとおりです。

なお、子どもが関わった事故については、保護者自らの責任と考え情報が提供されないことが多く、ライターの子どもの火遊びについても同様であると推定されます。また、製品起因が疑われる事故情報を中心に情報収集してきたこともあり、子どもの火遊びに係る事故の件数が少なくなっています。

(※5) 残火とは、着火レバーから指を離しても火がついている状態。



事故現象別被害状況を表2に、事故現象別件数の推移を図2に示します。

表2 ライターによる事故の内容及び被害の状況（平成16年度から20年度）(※6)

被害状況 事故の内容	人的被害				物的被害			被害 無し	合計
	死亡	重傷	軽傷	小計	拡大 被害	製品 破損	小計		
残火	0	3	12	15	20	3	23	0	38
意図せず着火	0	0	0	0	11 [1]	5 [2]	16 [3]	0	16 [3]
大きな炎	0	0	12	12	1	1	2	1	15
ライターのガス漏れ	0	0	6	6	4 [1]	1	5 [1]	3	14 [1]
顔を近づけやけど	0	3	7	10	0	0	0	0	10
他の熱源などによる過熱	0	1	2	3	3	1	4	0	7
着衣に着火	1 (1)	1	0	2 (1)	0	0	0	0	2 (1)
その他	0	0	5	5	6 (1) [1]	4	10 (1) [1]	2	17 (1) [1]
調査中	0	1	4	5	2	1	3	5	13
合計	1 (1)	9	48	58 (1)	47 (1) [3]	16 [2]	63 (1) [5]	11	132 (2) [5]

(※6) 平成22年2月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数。被害状況別で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」にはカウントせず。また、()の数字は一室以上の火災、[]は車が全焼した件数。

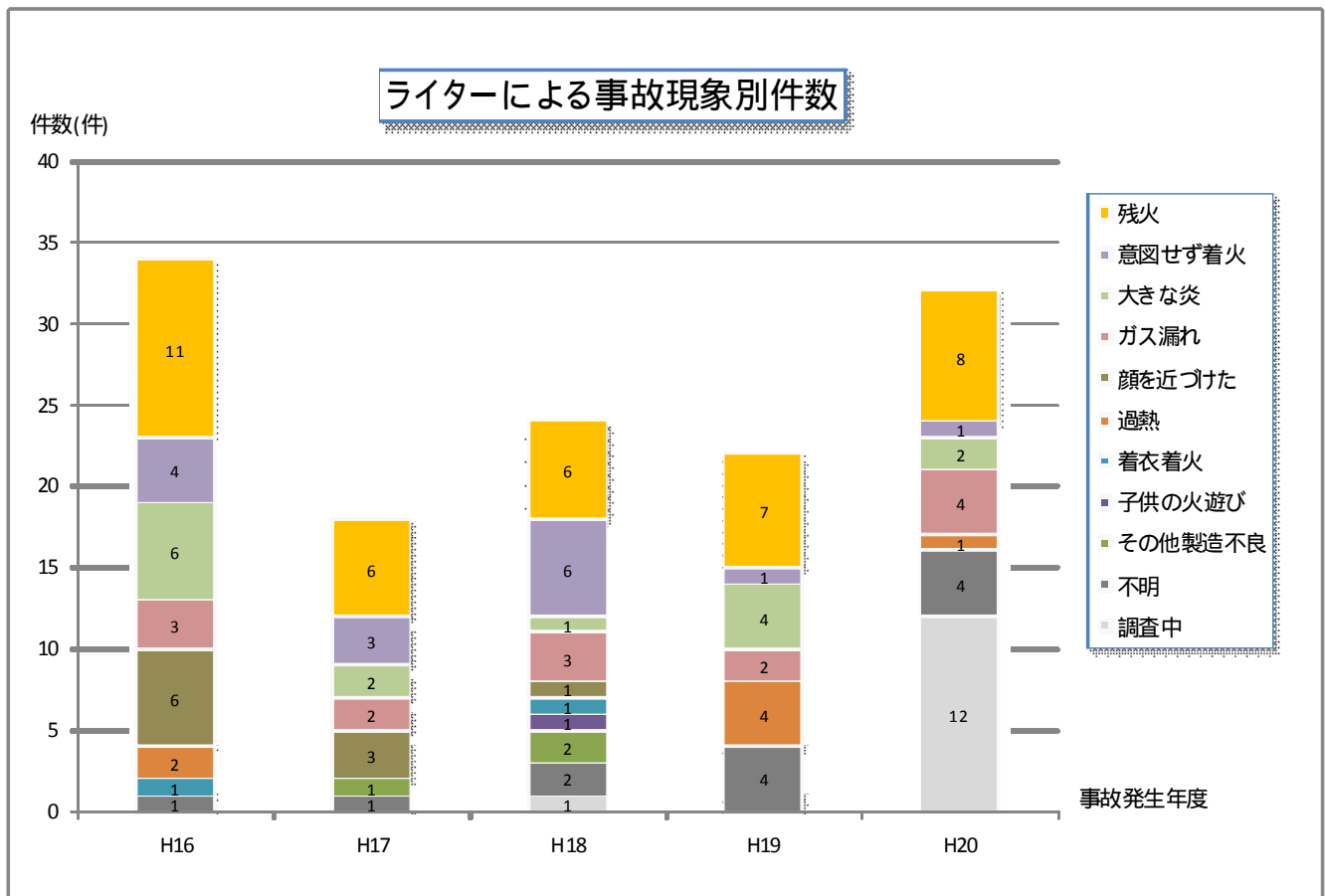


図2 事故現象別件数の推移（平成16年度～平成20年度）

2. ライターによる事故のメカニズムについて

主なライターによる事故のメカニズムを要約すれば以下のとおりです。

① 残火

ライターでたばこに火をつけた後、完全に消火ができていない状態に気づかず、衣服やバッグに入れると火が燃え移ることがあります。これは、着火レバーやノズル周辺に挟まっていた異物により正常な作動が阻害されたことが原因となっていることもあります。

② 意図せず着火

引き出しの開閉時に、中に入っていた物がライターの着火レバーを押すことによって着火し、引き出しから出火することなどがあります。

③ 大きな炎

たばこに火をつけるため、ライターの着火レバーを押したとき、予想外に大きな炎が出ることによって顔などにやけどをすることがあります。これは、製造から長期間経過するとガス流量調整用ウレタンフォームが経年劣化し、ガス流量の調整が不十分となることや製造時の炎の高さ調整不良により、着火時に大きな炎となることがあり、基準値（120mm）を超える場合には、ライターの品質管理の問題としています。

④ 顔を近づけやけど

炎の高さの基準値（120mm）未満であるが、たばこに火を点けるときにライターに顔を近づけたすぎたため、顔などにやけどをすることがあります。これは、風などを

遮るために顔を近づけすぎてやけどする場合があります、消費者の不注意としております。

⑤ 他の熱源などによる過熱

夏場に車のダッシュボードの上にライターを放置したため、太陽光により過熱されて破裂し、車のフロントガラスなどが破損されることなどがあります。これは、夏場のダッシュボード周辺は高温となるため、ライター本体の内圧が高くなったことが原因となっています。

3. 事故事例の概要について

N I T E 製品安全センターに通知されたライターによる事故については、次の情報が報告されています。

① 平成19年1月21日（福島県、年代性別不明、車全焼）

（事故内容）

市道で、走行中の乗用車から出火し、全焼した。

（事故原因）

乗用車の電動シートの位置を移動させたところ、シートレール上に落ちていた電子式簡易ガスライターの着火レバーが押されたため、火災に至ったものと推定される。

② 平成20年8月18日（京都府、20代、性別不明、拡大被害）

（事故内容）

引き出し式の樹脂製衣装ケース内から発火し、一部を焼損した。

（事故原因）

衣装ケース内に簡易ガスライターとともに、金属製小物入れ等の雑貨が多数収納されていたことから、引き出しを出し入れする際、雑貨類がケースに引っかかり、これが外力となってライターの着火レバーが押されて着火し、周囲の可燃物に引火したものと推定される。

③ 平成20年1月6日（兵庫県、40代男性、軽傷）

（事故内容）

ライターでたばこに点火したところ、大きな炎が出て額にやけどを負った。

（事故原因）

製造工程において、ガス流量調整部のウレタンフォームが通常よりも押しつぶされた状態で組み込まれたために、機能せず、ガス流量の調整が不十分となり、着火時に大きな炎が出たものと推定される。

④ 平成20年3月31日（奈良県、20代男性、軽傷）

（事故内容）

トラックのダッシュボードに置いていた簡易ガスライターが突然爆発し、左耳の聴覚に障害を負った。

（事故原因）

車内の温度上昇とともに内圧が上昇し破裂に至った可能性や、事故品に樹脂強度の不具合があった等の可能性が考えられるが、当時の車内温度が不明であり、また、破

裂した事故品の破片を全て回収することができなかったことから、原因の特定はできなかった。

4.ライターによる事故の防止について

ライターは、注意表示を読んで正しく使用してください。特に、以下の点に十分注意してください。

- (1) 子どもにライターを触らせないでください。
- (2) ライターを子どもの手の届く所に置かないでください。
- (3) ライターは安全基準に適合したものをご使用ください。
- (4) ライターの残火の原因となるため、着火レバーとノズルネジの間に挟まったごみなどの異物を取り除いてください。ふたのないタイプのものは、ごみなどが付着しやすいので特に注意してください。
- (5) ライターを顔から離して点火してください。
- (6) ライターを机の中などで保管する場合は、引き出しの開閉に伴ってライターの着火レバーが押されることがないように整理整頓してください。
- (7) ライターを車のダッシュボードの上やガスコンロ、ストーブの近くなど、高温になる場所や火を使う場所には置かないでください。

5. 経済産業省への提案等について

子どもに対するライター使用の安全対策として、ライターを消費生活用製品安全法の特
定製品に指定することについて、経済産業省の消費経済審議会で検討・審議されています。

経済産業省に対しては、強制規格の制定の提案を行い、現在、検討のための同審議会の
ワーキンググループに参加しているところです。

以 上